伊丹市規則第５３号

伊丹市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月２０日

伊丹市長　中田　慎也

伊丹市事務分掌規則の一部を改正する規則（令和８年伊丹市規則第５３号）

伊丹市事務分掌規則（昭和３８年伊丹市規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（組織） 第４条　（略） ２　条例第３条の規定に基づき、地域医療体制整備推進班および緊急経済対策事業推進班を置く。 ３・４　（略） （事務分掌の具体的事項） 第９条　第４条第１項および第２項に掲げる組織の具体的事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総合政策部～市民自治部　（略） 健康福祉部 地域福祉室　（略） 生活支援室 支援管理課～自立相談課　（略）	（組織） 第４条　（略） ２　条例第３条の規定に基づき、地域医療体制整備推進班および就業者支援金事業推進班を置く。 ３・４　（略） （事務分掌の具体的事項） 第９条　第４条第１項および第２項に掲げる組織の具体的事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総合政策部～市民自治部　（略） 健康福祉部 地域福祉室　（略） 生活支援室 支援管理課～自立相談課　（略）

こども福祉課 （１）～(21)　（略）	こども福祉課 （１）～(21)　（略） (22)　物価高対応子育て応援手当に関すること。
保健医療推進室　（略）	保健医療推進室　（略）
都市活力部～地域医療体制整備推進班　（略）	都市活力部～地域医療体制整備推進班　（略）
緊急経済対策事業推進班 （１）　物価高騰対策事業に関すること。	就業者支援金事業推進班 （１）　就業者負担軽減支援金に関すること。 （２）　物価高騰対策事業に関すること（物価高対応子育て応援手当に関することを除く。）。

付　則

この規則は，令和８年１１月２５日から施行する。